第 61 回広島 2 人デモ

2013 年 8 月 16 日 (金曜日) 18:00 ~ 19:00 毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」世界中の科学者によって一致承認されています。

^{危険で}大飯原発再稼働を止めましよう

大飯原発3号機9月2日、4号機9月15日から定期点検

9月15日以降、日本で稼働する商業用原発はゼロに

新規制基準で最初に稼働するのは

広島から一番近い原発

伊方原発 3 号機

本日のトピック

- 大飯原発3・4号機が9月から定期点検、稼働原発ゼロ 最初に稼働するのは四国電力伊方3号機
- 再稼働最短距離の伊方3号機 早ければ11月に再稼働か?
- 規制基準に適合していることは安全を意味しない
- 広島市議会、伊方原発再稼働反対決議の政治的意味



広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月 23日からはじめたデモです。私たち既ら原発・被曝問題の解決に関し、どの氏氏の支持もしません。マスコミ報道は全く信頼していません。マスコミ報道は全く信頼していません。はのまりであるほうが調べずび、またちはれるなら騙されるほうが調べずび、またちは市民ひとりひとりが自ら調べずび、考で一の道だと実行させるカも、変えていくカも、私たち市民ひとりひとりとりとりたっちです。

詳しくはチラシ内容を ご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料で す。ほとんどがインターネット検索で入 手できます。URL 表示のない参考資料 はキーワードを入力すると出てきます。 私たちも素人です。ご参考にしていただ き、ご自身で第一次資料に当たって考え る材料にしてくだされば幸いです。



大飯原発3・4号機が9月から定期点検、稼働原発ゼロ最初に稼働するのは四国電力伊方3号機

昨日(8月15日)関西電力本社の原子力発電担当の広報部に電話を入れました。関電は大飯原発4号機の定期点検を9月15日から開始する旨の申請を原子力規制委員会に提出していることが確認できました。すでに関電は3号機の定期点検を9月2日から開始することが確認されていますので、現在日本で唯一稼働している原発、関西電力大飯3・4号機が定期点検に入れば、日本で稼働する原発はゼロとなります。そして「稼働原発ゼロ」状態は、次の原発が稼働するまで続くことになります。それでは次に稼働する原発はどこなのでしょうか?そしていつなのでしょうか?またそれを止める手段はあるのでしょうか?またそのことは私たち広島市民の生活と安全にどれほど深く関わっているのでしょうか?

今年7月8日、原子力規制委員会は「実用発電原子炉に係わる新規制基準」(以下規制基準)を施行しました。原発再稼働のための規制基準です。施行当日4電力会社5原発10原子炉の稼働申請が原子力規制委員会に提出されました。(表1参照のこと。九州電力玄海原発3・4号機の申請は7月12日)これら原発が新基準に適合しているかどうかの審査はすでに規制委員会内部に『原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合』が設けられ7月16日の第1回会合を皮切りに急ピッチで進められています。なお新聞やテレビはこの審査のことを「安全審査」と表現しています

が、これほど誤解を招きやすい表現もありません。というのは、「安全審査」というと、この基準に適合した原発は安全だという印象を与えかねないからです。第一原子力規制委員会もこの審査を「安全審査」と呼んではいません。会合名も「規制基準適合性審査」会合です。またこの審査をパスしたからといって「安全だと思わないでくれ」と再三再四あらゆる機会を捉えて述べています。これを「安全審査」と呼んでいるのは電力会社の側です。パスすれば安全だと認められたといわんがためです。つまり日本のマスコミは原子力規制委員会寄りではなく、電力会社寄りなのだとわかります。



表1 規制基準適合審査申請中の原発一覧表

- *表中の原子炉はすべて加圧水型原子炉(PWR)
- *2 系統フィルター付きベント装置設置が義務づけられているが、PWR は何故か 5 年間の猶予期間が設けられている。 *重要棟(たとえば原子炉建屋やタービン建屋)直下に活断層があれば自動的に廃炉で、審査そのものを行わない。
- *免震重要棟は猶予期間なしの必須の整備強権 【出典資料】各社公式 Web サイト及びプレスリリースなど。

電力会社	1	比海道電力		関西電力				四国電力	九州電力				
原発名	泊1号機	泊2号機	泊3号機	高浜3号機	高浜 4 号機	大飯 3 号機	大飯 4 号機	伊方 3 号機	川内1号機	川内2号機	玄海 3 号機	玄海 4 号機	
発電容量	57.9万kW	57.9万kW	91.2万 kW	87万kW	87万kW	117.5 万 kW	117.5万 kW	89万 kW	89万kW	89万kW	118万kW	118万kW	
操業年数	24年	22年	3年	28年	28年	21年	20年	18年	29年	27年	19年	16年	
ベント装置	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	設置予定	
免震重要棟	現在なし	現在なし	現在なし	現在なし	現在なし	現在なし	現在なし	整備済	現在なし	現在なし	現在なし	現在なし	
活断層	未解決	未解決	未解決	未解決	未解決	未解決	未解決	解決	解決	解決	解決	解決	
防潮堤	14年12月	14年12月	14年12月	14 年度	14 年度	13 年度中	13 年度中	不要	不要	不要	不要	不要	

大飯原発3・4号機が9月から定期 点検、稼働原発ゼロ、最初に稼働す るのは四国雷力伊方 3 号機

<前ページより続き> ともかく表1を見ると、日本の原発の中で稼働 申請をしているのはすべて加圧水型原子炉(PWR)をもつ原発で す。沸騰水型原子炉(BWR)は1つもありません。PWRには設置 が義務化されているフィルター付きベント装置取り付けに5年間 の猶予期間が与えられているからです。これに対してBWRには 猶予期間がありません。稼働時にはフィルター付きベント装置を 取り付けておかねばなりまません。それで猶予期間をもつPWR ばかりの原発が申請となったものです。

ここで今回新規制基準の基本的な特徴を見ておきましょう。最 大の特徴は「原発安全神話」からの訣別です。(表2参照のこと) つまり原発は重大事故を起こすものだというごく常識的な考え方 を採用しているという点です。事故の原因は、自然災害(外部事 象) かも知れませんし、あるいは器機や装置の故障・人為ミス (内部事象) かもしれません。それら要因が複合して発生するか も知れません。(福島原発事故も実は内部事象と外部事象が複合して 一時に発生し、あれほどの苛酷事故に発展したのでした。津波や地震だ けであれほどの苛酷事故になったわけではありません)新基準の考え 方は、原発苛酷事故は起こりうる、いったん発生したらその被害 を最小限に抑制するという考え方で出来上がっています。ですか ら規制項目も苛酷事故発生を少しでも抑制するという考え方で貫 かれています。フィルター付きベント装置義務化もその一環で す。重大事故は必ず原子炉内で起こります。最悪の事態は原子炉 を守る格納容器の爆発です。この**爆発を防ぐために原子炉内の蒸** 気ガス(といってもそれは放射能そのものですが)を原子炉の外に逃 がして爆発を防ごうという考え方です。原子力規制委からすれ ば、格納容器の爆発よりも放射能を大量に含んだ蒸気ガスを逃が した方がましだ、ということになりますが、私たちからすれば、 とんでもない話で、悪(放射能ベント)と最悪(格納容器爆発)の どちらがいいかときかれているようなものです。比較になりませ ん。そんな危ないものなら動かさないで直ちに廃棄してくれ、と いうしかありません。

原子力規制委員会はそのため苛酷事故発生の確率数値目標すら 持っています。(表2の項目10参照のこと)規制委にとって苛酷事 故は"確率"の問題かも知れませんが、私たちにとってはそうでは ありません。**重大事故だろうが苛酷事故だろうが絶対"ゼロ"でな** くては困ります。確率問題ではなくて"絶対問題"なのです。とい うのは"ふるさと"には代りがないからです。"ふるさと"はかけ がえがなく、お金に換算できないことは"フクシマ事故"でいやと いうほど学びました。

ともかく、現在確率問題として「規制基準適合性審査」が開始 されています。表3を見ると、電力会社の申請内容は呆れるほど 『原発安全神話』にどっぷり浸かっています。規制基準は苛酷事 故に至らしめないために極めて細かい基準や規則を備えています が、その規制基準の中身を踏まえた申請は1つもないという有様 です。北海道電力泊原発1・2号機は誤った内容の申請だったため に、最初から審査の対象にもならず、『申請を取り下げたらどう か』とまでいわれる始末です。また福井県の提出した「地震・津 波評価 | を参照せず堂々と申請を出して、規制委にその点を指摘 され、慌てて評価し直したらなんと津波が重要棟に流れ込むこと がわかって、事実上ゼロから仕切り直しになった関電・高浜発電 所のケースもあります。関電大飯原発に至っては、敷地内活断層 の決着がついていないために、審査自体に入らないなどといった お粗末なケースもでています。こうした申請の中で唯一まともな 中身をもっているのが四国電力伊方3号機です。ですから最初に 稼働を開始するのは伊方3号機だと断言することができます。

実用発電用原子炉に係わる新規制基準 表 2 (2013年7月8日施行)の特徴

- 1. 実用発電用原子炉(以下原発)は重大事故を起こすものと前提→「原発安全 神話」との訣別
- 2. 大規模な自然災害や「核テロ」・犯罪行為発生も想定
- 3. 重大事故発生を考慮した安全規制への転換
- 4. シビアアクシデント防止のため、多層の対策を準備、それぞれの層が独立し て機能する(深層防護)仕組みを構築したと豪語する。規制基準の大幅な引 き上げ。
- 5. 中心はシビアアクシデント (苛酷事故) 対策 苛酷事故進展防止のためには、 少々の放射能放・排出もやむをえないとする。→フィルター付ベント装置設 置を義務化
- 6. 格納容器破損、炉心損傷なども想定しその防止策を講ずる、とする。
- 7. 津波対策の大幅な強化
- 8. 地震振動や地盤のズレ・変形対策を大幅に強化
- 9. 火山・竜巻・森林火災なども考慮
- 10. 重大事故発生の目標

 - ・1 基あたりの炉心損傷頻度 1万年に1回・1 基あたりの格納容器機能喪失頻度 10万年に1回
 - Cs137 の放出量が 100 テラ Bq を越えるような苛酷事故発生の頻度 は1炉あたり100万年に1回

新規制基準の問題点と批判

- 1. 福島原発事故の教訓が十分取り入れられていない
- 2. 再稼働を急ぐあまり例外規定や猶予規定が多すぎる
- 3. 既存の原発機器や装置、方法は「安全」だと前提している。例) プルサーマ ル原子炉、加圧水型原子炉のアキレス腱である蒸気発生器の安全性
- 4. 原子力業界のコスト最優先・安全軽視文化には本当に踏み込んでいない
- 5. 原子力規制委員会にとって苛酷事故発生は確率の問題だが、私たちにとって は確率問題ではない。「絶対」に起こってはならない。原発苛酷事故を確率 問題として捉えなければならないのなら、原発自体を辞めるべき

『実用発電用原子炉に係わる新規性基準について-概要-』 (2013年7月 原子力規制委員会)

各原発稼働申請 表3 適合性審査

◆基本論点◆

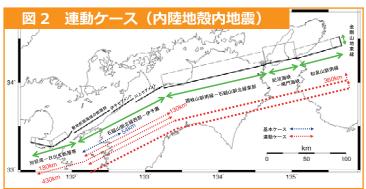
表2でも明らかなように新規性基準は、重大事故は起こりうるものとし、 その上で苛酷事故への進展を防止しようとする。そのため自然災害発生 を含め実に細かい基準と規則をもっている。しかし実際に電力各社の申 請では、これら基準や規則をほとんど遵守していない。以下の論点リス トではこれら規制基準の要求のうち、重要な点だけを列記した。

「ではこれり、「一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ						
北海道電力						
泊 1・2 号機	申請内容自体が泊1号機・2号機の実態に即しておらず事実 上の却下。審査会合からは「取り下げてはいかが?」と言われ る始末。					
泊3号機	上記規制基準の規則・基準を網羅しておらず、事実上の再申請に近い。例)北海道庁の「日本海沿岸部での津波評価結果」「日本海東縁部の地質構造地震振動評価」の結果は参照しているが秋田県庁の「津波評価」は全く参照していない。全体としていえばまだ「論点」まで進んでいない。					
	九州電力					
川内 1・2 号機	上記規制基準の規則・基準を網羅しておらず、再調査や再提出 などが多い。再申請に近い。また重要免震棟はこれからの建設 であるが、代替指揮所との 2 重構造の説明が不明確。					
玄海 3・4 号機	上記規制基準の規則・基準を網羅しておらず、事実上の再申請に近い。また建設時期が比較的新しいにもかかわらず、「難燃ケーブル」の問題が出ている点が注目される。また竹木場断層の傾斜角が断層露頭で 50°~60°にも係わらず、断層モデルで 90°を基本ケースとしている点などお粗末が目立つ					
	四国電力					
伊方 3 号機	唯一といっていほどまともな申請内容。最大の問題は「敷地前面海域活断層群」の地震・津波評価。四国電力は中央構造線54kmの断層群の地震評価しかしていない。規制の基準では約360km(金剛山地から別府湾まで)を6つに分けて評価しなけらばならない。この点が最大の論点。津波の高さにも影響してくるので、四国電力は防潮堤建設や防潮扉も考慮しなければならないかも知れない。					
高浜 3・4 号機	上記規制基準の規則・基準を網羅しておらず、事実上の再申請 に近い。また福井県庁の実施した地震評価を行っておらず、審 査会合に指摘され関電が再評価したところ、津波で重要棟が浸 水することが判明、この14日に関電が公表。事実上申請作業 自体が振り出しに戻った。					
大飯 3・4 号機	敷地内の F6 破砕帯が活断層かどうかの決着がついていない。 活断層と判定されれば、自動的に稼働は認められない。この 問題に決着がつくまで、適合性審査そのものがはじまらない。					

【参照資料】 規制委の「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」1回 ~8回会議資料及び第2回会合議事録

再稼働最短距離の伊方3号機 早ければ11月に再稼働か?

表紙ページの表1及び左ページの表3を見ておわかりのように現 在稼働申請中の原発の中で唯一免震重要棟を完備し、また敷地内 活断層の可能性も小さい伊方3号機が、「稼働原発ゼロ」後、最 初に稼働開始する原発だということは決定的です。現在抱えてい る最大の問題は、中央構造線(日本最大の活断層)がすぐ前面に **迫っており、地震・津波評価がどうなるかという問題**です。とい うのは規則上四電は中央構造線に沿った断層群を6つに分けて評 価しなければならないのに、伊方原発敷地前にある断層群54km しか評価していないからです。(図2参照のこと。青い点線が四電評 価の活断層群。赤い点線が、本来四電が評価しなければならない活断層 群)この点を指摘されて四電は今慌てて評価に入ったところで、 これに時間がかかるかもしれません。しかしこれまで見たように 他の原発は、ほぼ最初からやり直しのような状況で、規制庁の評 価にあたる審査官(約60名)は、手を空けて待っているような状 態です。ですから、どれだけ早く再稼働できるかは審査官がどれ ほど効率的に審査をするかにかかっている、というマスコミや電 力会社の宣伝とは全く逆に、どれだけ早く電力会社側が根拠のあ



【資料出典】原子力規制委員会第2回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料4四国電力(株)伊方発電所3号機の由請内容に係る主要な論点

る説得資料を提出できるかにかかっているのが現状です。言いかえれば審査官の大半は伊方3号機の審査にかかることができます。中央構造線活断層群評価にも係わってきますが、早ければ11月中にも適合性審査にパスするのではないでしょうか?

規制基準に適合していることは安全を意味しない

ところが伊方3号機が基準適合性審査にパスしたからといっ て、安全な原発だということには全然なりません。伊方3号機が 私たち広島市民にとって危険な原発であることには全くかわりは ないのです。第1番目には、伊方原発が南海トラフを震源域とす る大地震の震源域に入っていることです。規制委の議論はこれを 全然問題としていません。さらに狭い猫の額の様な敷地や

燃料 プールにギュウギュウ詰めにされている使用済み核燃料(燃料集 **合体**) の存在が上げられます。なにかがきっかけでこうした使用 済み核燃料が苛酷事故の発火点になることは十分ありえます。こ れも規制委は問題としていません。また加圧水型原子炉のアキレ ス腱とされる「**蒸気発生器細管」の問題**もあります。規制委は器 機や装置自体の危険性については全く問題とせず(左ページ表2 「新規制基準の問題点と批判」を参照のこと)、無批判・無検討に問 題としていません。ところが実際には、蒸気発生器細管が苛酷事 故の原因となりかけたケースが日本でもアメリカでもいくつも発 生しているのです。

また通常時でも大量のトリチウムを発生させていることも大きな不安要素です。(表4参照のこと)伊方原発は、玄海原発・大飯原発に次いで大量のトリチウムも発生させています。前二者と違うところは、この液体の形のトリチウムは全量瀬戸内海に流れ込んでいるという点です。瀬戸内海に入ると逃げ道がありません。さらに大量のトリチウムを発生させているカナダのCANDU型原子炉のケースを見てみると、液体トリチウムの約2倍のトリチウムをガスの形で発生させているという点も不安です。ガス状のトリチウムは必ず地上に舞い降り、作物や飲料水を汚染させます。

これまでトリチウムは安全といういい方が流布されてきましたが、原子炉の集中するカナダ・オンタリオ州や加圧水型原子炉の多いカリフォルニア州ではトリチウムの危険が認識されてきており、厳しい飲料水制限が提案されています。(表5参照のこと)トリチウムの危険は従来型の物理学の世界から認識されるものではなく、21世紀に入って急速に発達した細胞に関する科学(分子生物学)によって初めてわかってきたことです。(図3参照のこと)特に原発から放・排出されるトリチウム(トリチウム水=HTO)ならまだしも、体の中でトリチウム水から有機結合型トリチウムに

変換して**細胞に取り込まれると** 非常に危険なことが知られてき ています。

今でも電力業界や大手マスコミは旧来の物理学だけの非科学的な知見に基づいてトリチウム安全論が大手を振って歩いていますが、現実はそうではあり中に入り込み、その重要な構成細胞を破壊していく危険な放射性物質です。そのトリチウムを伊方原発は大量に発生させ、瀬戸内海と空気中に放・排出している危険な原発なのです。

<次ページへ続く>

図 3 トリチウムの 元素変換による細胞損傷



トリチウムは体内に取り込まれると、ほぼ 全量吸収されます。水素原子は細胞の化学 結合を構築する重要原子ですが、水素原子 に替わってトリチウムが使用されると元素 変換で細胞が損傷します。

表 4 日本の発電用原子炉トリチウム放出量 (2002年~2011年度)

*汚染水(トリチウム水-HTO)として放出しているトリチウムのみ。水蒸気ガス排出は含まない。PWR=加圧水型軽水炉

核施設名	運営組織	炉型	炉数	液体放出量単位:テラ(兆)Bq										
伙 爬		炉坐	かっ女人	02 年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年	11年合計
泊原発	北海道電力	PWR	3	29	22	19	31	29	29	20	30	33	28	270
美浜原発	関西電力	PWR	3	18	23	16	15	14	20	18	23	13	22	182
高浜原発	関西電力	PWR	4	63	59	63	69	68	60	40	43	65	38	568
大飯原発	関西電力	PWR	4	64	90	98	66	77	89	74	81	56	56	751
伊方原発	四国電力	PWR	3	52	54	68	53	46	66	58	57	51	53	558
玄海原発	九州電力	PWR	4	91	95	73	74	99	86	69	81	100	56	824
川内原発	九州電力	PWR	2	32	38	51	48	35	38	53	50	30	37	412

【参照資料】『原子力施設運転管理年報』(平成 24 年度版 2011 年 4 月~ 2012 年 3 月までの実績)の PDF版 p608 掲載「参考資料 4. 放射性液体廃棄物中のトリチウム年度別放出量」

表 5 トリチウム 飲料水濃度規制国際比較

世界保健機構 10,000 Bq/ℓ ロシア 7,700 Bq/ℓ アメリカ 740 Bq/ℓ オンタリオ州飲 料水諮問委員会 20 Bq/ℓ

カリフォルニア州 公衆健康ゴール

14.8 Bq/ℓ

- *オンタリオ州飲料水諮問委員会 = ODWAC Ontario Drinking Water Advisory Council *ODWAC の値は勧告値 カリフォル ニア州公衆衛生ゴール = PHG s
- マングライル ニア州公衆衛生ゴール=PHG s Public Health Goals of California はカリフォルニア州政 府の一機関。この値に法的強制力はない

【参照資料】カナダ原子カ安全委員 会の「飲料水中トリチウム」のペー ジ。検索語は"Tritium in drinking water"と"Canadian Nuclear Safety Commission"

伊方 3 号機―プルサーマル炉の危険

<前ページより続き>

伊方3号機の危険はそれにとどまりません。私たち広島市民に とって最悪な事に、瀬戸内海を隔ててわずか100kmの地点に浮 かぶ伊方3号炉はプルサーマル炉だという点です。プルサーマル 炉は普通ウラン燃料を使用するように設計された軽水炉の中に 一部プルトニウム燃料(プルトニウム239)を使用する形態の原 **子炉**のことをいいます。通常燃料はペレットと呼ばれる焼結体 に焼き固められています。このペレットは温度が2700℃になる と溶けはじめます。福島原発事故の時に燃料溶融(メルトダウ ン)を起こしたが、これはペレットの温度が2700℃以上になっ たためです。ところが、**プルトニウム239を使用したペレット** はウラン・ペレットよりもさらに融点が低く2630℃で溶けま す。(図4参照のこと) つまり重大事故が発生したらウラン・ペ レットよりも早くメルトダウンが起こるということです。さら にプルトニウムは**核分裂時に生ずる熱エネルギーがウランより も40倍も大きい**のが特徴です。つまり運転管理がウラン燃料の 時よりハードルが高い、ということでもあります。表6を見ると 四国電力は2006年の原子炉設置許可変更時に40体プルサーマル 燃料集合体を使用できる許可を取っていますが、2010年3月に プルサーマル運転を開始する際、17体しか使いませんでした。 これはプルサーマル運転はさらにハードルが高く、危険なこと を意味しています。その後2011年3月の福島原発事故の影響を 受けて、伊方は2012年1月13日までにすべての運転を停止して いますが、今回再稼働を行うことは慣れないプルサーマル運転 をいきなり開始することを意味します。
不安を禁じ得ません。

広島市議会、伊方原発再稼働反対 決議の政治的意味

危険を抱えたままの伊方3号機は、今の情勢でいくと「原発ゼロ」後に日 本で稼働する最初の原発となることはまず間違いありません。しかし原子力 規制委員会の適合性審査パスが実は稼働の最終段階ではないのです。最終的 には政府が再稼働を判断して決定する仕組みとなっています。(最終政治判 断。表7参照のこと)原発再稼働に前のめりになっている安倍自民党政権です から、適合性審査にパスした原発の再稼働を認めないという状況は今現在で は考えられません。安倍首相自身が「安全審査にパスした原発はどんどん再 稼働させる」と明言しているのですから。 (ここでも自民党政府・安倍首相は 用語法を意図的に誤って使っています。"安全審査"ではなく"適合性審査"です)

ここに広島市議会が『伊方原発稼働反対決議』を実施する政治的意味があ ります。もちろん広島市議会が反対決議をしたところで法的拘束力はありま せん。しかし伊方原発から100kmしか離れていない100万都市の市議会が 「反対決議」を上げることの政治的意味は大きいと思います。なぜなら安倍 首相は地元最大都市の市議会の反対を押し切って伊方原発3号機の稼働を政 治判断・決定したことになるからです。広島市民の総意に逆らって稼働につ いて政治決断を行えば、それは必ず安倍首相のマイナス・イメージになって 跳ね返りますので、慎重にならざるを得ません。それより何より「再稼働反

対決議」は広島市民の意思を明 図 5 真知県『母方原発再稼働を認め 確にしたことになり、他の自治 体への影響力・波及力も大きい と考えます。すでに高知県では 半分以上の自治体が再稼働に反 対の意志表示をしています。こ うして各自治体が反対の意志表 示を鮮明にして、伊方原発再稼 働反対包囲網を作っていく必要 があるでしょう。すでに広島市 議会に対して「反対決議」をあ げるよう請願する署名運動が始 まっています。

図 5 高知県『伊万原尭冉稼蟹を認めない ことを求める意見書』への可否状況 (2012年10月12日現在)
7077
凡例
■ 西決(西決・委員会不採択) ■ 継続番議・再番議 ■ 意見書提出なし
[資料出典] グリーン市民ネットワーク高知 まとめ http://blog.green-citizens.net/?eid=109

		衣りと	国電力伊力原完哈平衣
西暦	元号	月日	出来事
1969	昭和 44	7月	伊方町に原発誘致話が表面化
1971	昭和 46	4月	町見漁協総会 原発反対を決議
		10月	町見漁協総会 原発誘致賛成を決議
1972	昭和 47	11月	1号機 原子炉設置許可取得
1973	昭和 48	6月	1号機 建設工事開始
1976	昭和 51	3月	四国電力、愛媛県、伊方町「安全協定書」調印。
			「原子炉総数は2基が限度」
1977	昭和 52	1月	1号機 初臨界
		3月	2号機 原子炉設置許可取得
		9月30日	1号機 運転開始
1978	昭和 53	2月	2号機 建設工事開始
1980	昭和 55	7月	伊方町議会議員、四国電力からの飲食接待事件発覚
1981	昭和 56	7月	2号機 初臨界
1982	昭和 57	3月19日	2号機 運転開始
1985	昭和 60	4月	四国電力、愛媛県、伊方町新「安全協定書」調印。
			「原子炉総数は3基が限度」
1986	昭和 61	5月	3号機 原子炉設置許可取得
		11月	3号機 建設工事開始
1994	平成 6	2月	3号機 初臨界
		12月25日	3号機 運転開始
2004	平成 16	11月	3号機 プルサーマル炉設置変更許可申請
2006	平成 18	3月	3号機 プルサーマル炉設置変更許可
			MOX集合体40体以下で許可
		11月	3号機 MOX燃料加工契約を三菱重工業と締結
2009	平成 21	5月	3号機 MOX燃料集合体21体搬入
2010	平成 22	3月	3号機 プルサーマル炉運転開始
2012	平成 24	1月13日	2号機 定期点検で運転停止。福島原発事故のため
			すでに、定期点検に入っている1号機、3号

丰6 四国重力伊方百癸败任丰

図 4 燃料ペレット (MOX)



成分はウラン 238 プルトニウム 239 91%、プルトニウ ム 241 3%、燃料 であり核分裂する プルトニウム 239 6% (粉末状) が焼 き固めてある。



【参照資料】日本語ウィキペ ディア 『伊方発電所』、四 国電力Webサイト、斉間満 『原発の来た町』(2002年5 南海日日新聞社)、第16 回「伊方原発再稼働を止めよ う!」ウォークチラシ『3号 機プルサーマル炉の経緯』な ، تل

表 7 原発再稼働までのロードマップ

2012年6月20日 原子力規制委員会法 成立

2012年9月19日 原子力規制委員会 設立・スタート

作成 原発稼働新安全基進案 新安全基準各テーマ検討チーム会合 原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

機共に、伊方原発はすべて運転停止

2013年1月31日 原発の新安全基準 骨子案公表

2013年2月6日 第27回原子力規制委員会

骨子案大筋承認(骨子完成)

関連法令との整合性調整

"安全基準"を"規制基準"に名称変更 2013年4月3日

2013年4月10日 原発の規制基準案 公表

※規制基準の必須要件 原発立地自治体から 「原発事故時の防災計画」(避難計画)の提出要

2013年4月11日 意見公募(パブリックコメント) ~5月10日

※行政手続き法に基づく

「原子力災害対策指針」全部改正、即日施行 2013年6月5日

2013年7月8日 規制基準 完成・施行

4 電力会社、10原子炉再稼働申請

2013年7月12日 九州電力玄海原発2機申請

原子力規制委員会、規制基準に基づき審査

原子力規制委員会、許可(規制適合判断)

政府が再稼働を判断(政治判断)

原発再稼働 伊方原発最有力候補